

第 1 号議案

日光都市計画道路の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和 7（2025）年 10 月 22 日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

都政第 107 号

令和 7（2025）年 10 月 15 日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 暁 様

栃木県知事 福 田 富 一

日光都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

日光都市計画道路の変更（栃木県決定）

都市計画道路中 3・4・11 号赤間々今中線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・11	赤間々今中線	日光市今市	日光市荊沢	日光市今市	約1,050m	地表式	2車線	15.0m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
	3・4・12	今中森友線	日光市荊沢	日光市森友	日光市森友	約1,060m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

日光市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、本案のように変更するものである。

